

## ポイント解説②

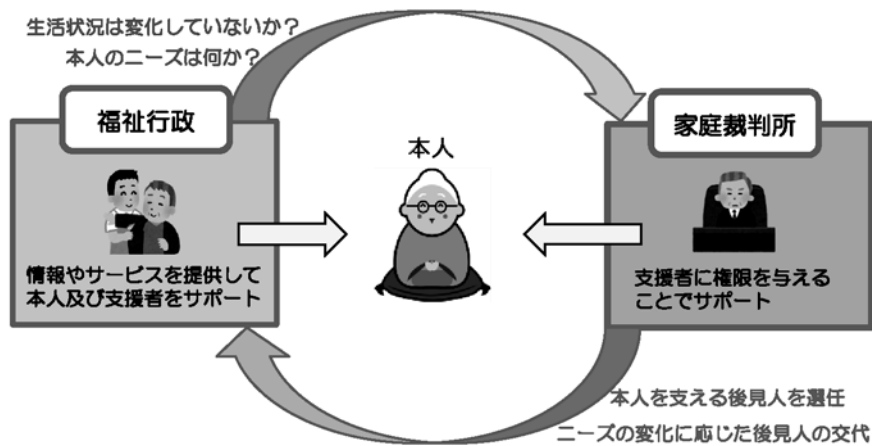
### 家庭裁判所が地域連携ネットワークに入ることの意義、効果

利用者にとってよりメリットを感じられる成年後見制度運用を進めて行くためには、地域連携ネットワークの一員として参画している家庭裁判所といかに連携を図れるかがポイントの一つとなります。なぜ、家庭裁判所との連携が、利用者にとってよりメリットを感じられることにつながるのか、簡単に解説したいと思います。

成年後見制度の効果的な運用に際して、権利擁護や成年後見制度を管轄する福祉行政と、家庭裁判所とはそれぞれ異なる役割を有しており、それぞれの役割が合わさって初めて、利用者の満足度の高い、有効な制度運用が可能となるというものです。

下図に示す通り、福祉行政は、本人のニーズや生活状況等を把握しながら、最も効果的に情報やサービスを提供して本人及び支援者をサポートしていきます。片や家庭裁判所は、支援者に（支援の）権限を与えることで、本人及び支援者をサポートしていく役割と言えます。

#### (3) 連携の必要性～現状を変えていくためには～



本人を中心に福祉と司法が連携することで、踏み込んだ権利擁護支援が可能に

最高裁判所事務総局家庭局提供資料

しかしながら、多くの市町村にとって、家庭裁判所との個別の調整等は従前経験のないことも想定され、都道府県によるエリア別の情報交換会等の実施が望まれるところです。同時に、市町村からも都道府県に対して、家庭裁判所との合同の説明会の場の設定や広域のエリア案等について提案を求めていくことが期待されます。

### 参考 法に規定された利用の各段階と家庭裁判所の権限

#### 利用促進段階（受任者調整）

- ・ 成年後見人の選任（民法 843 条）に関する事 ※後見開始の審判をするとき
- ・ 後見監督人の選任（民法 849 条）に関する事
- ・ 成年後見人または後見監督人が数人ある場合の権限行使方法についての定め及びその取り消し（民法 859 条の 2・852 条）に関する事

#### 成年後見人等々への支援段階（モニタリング・バックアップ段階）

- ・ 成年後見人の選任（民法 843 条）に関する事  
※成年後見人が欠けたとき／更に選任する必要があるとき
- ・ 後見人及び後見監督人の解任（民法 846 条・852 条）に関する事
- ・ 後見の事務の監督（民法 863 条）に関する事
- ・ 後見人及び後見監督人の報酬の決定（民法 862 条・852 条）に関する事